

総務文教委員会記録

1 日 時 令和4年12月15日（木曜日）

開 会	午前10時08分
休 憩	午前10時09分
再 開	午前10時12分
休 憩	午前10時12分
再 開	午前10時22分
休 憩	午前10時26分
再 開	午前10時46分
休 憩	午後 0時21分
再 開	午後 1時39分
休 憩	午後 1時40分
再 開	午後 1時58分
休 憩	午後 3時45分
再 開	午後 4時07分
閉 会	午後 4時19分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長 松 井 邦 人

副委員長 田 辺 裕 三

委 員	金 岡 貴 裕
//	松 尾 茂
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	鋪 田 博 紀
//	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡辺 康裕
事務局次長	笠間 信行
参事（庶務課長）	大野 満
議事調査課長	坂口 輝之
庶務課長代理	恒川 貴志

【監査委員事務局】

事務局長	高畠 利明
参事（事務局次長）	石金 俊介

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	岸 重臣
事務局次長	桜井 光王

【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
部次長	清水 裕樹
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷 雄一
ガラス美術館長	土田 ルリ子
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	野嶽 誠司
参事（公文書館担当）	澤 昌芳
企画調整課長	高橋 洋
行政経営課長	岸 聡之
文書法務課長	本多 寛明
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	栗山 朋子
情報システム課長	佐伯 誠司
文化国際課長	豊島 栄治
スマートシティ推進課長	越村 真
ガラス美術館次長	水原 秀樹
職員研修所長	中川 美智留
公文書館長	木下 満
婦中ふれあい館長	有岡 昌徳
富山外国語専門学校事務長	横越 純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯 緑子
企画調整課主幹（調整担当）	山口 敬

【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	荒井 敦志
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	渡辺 正信
参事（生活交通安全課長）	小善 誠
防災危機管理課長	青山 哲也
防災危機管理課主幹（調整担当）	開田 直人

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（図書館長）	梅沢 宗仁
事務局次長（総務・社会教育担当）	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）	竹脇 孝志
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（大沢野生涯学習センター所長）	中村 忠成
教育総務課長	本郷 由佳
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	川端 紀代美
学校保健課長	宮前 仁
生涯学習課長	高橋 祐子
大沢野教育行政センター所長	片山 尚之
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	島崎 幸仁
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	加藤 孝一
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	河原 弘幸
郷土博物館長	坂森 幹浩
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	大島 聡

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長	刑部 博規
部次長（税務担当）	片山 建
税務事務所長	久郷 元幸
参事（資産活用担当）	若松 潤
参事（納税課長）	追分 禎一郎
参事（債権管理対策課長）	加藤 康博
参事（用地課長）	守山 裕一
財政課長	中山 武史
管財課長	高波 宏明
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
税務事務所税務課長	瀬川 智行
財政課主幹（調整担当）	温井 信之

【出納課】

会計管理者	酒井 秀祐
参事（出納課長）	井上 剛秀

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和4年12月定例会の総務文教委員会を開催いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、金岡委員、松尾委員を指名いたします。

これより、総務文教委員会議会事務局所管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時09分 休憩

~~~~~

午前10時12分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入り

ます。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 12 分    休憩

~~~~~

午前 10 時 22 分 再開

委員長 総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

金岡委員 投票率を上げる方法として、共通投票所を設けてはどうかと思っているのですが、今年7月の参議院議員通常選挙では、滋賀県長浜市など全国28市町村で143か所に設置され、利用者は2万2,615人とのことでした。

これは該当する市町村で票を投じた人の5.73%に当たるそうです。

こういった共通投票所を設けることができれば、利便性も上がり、投票率アップにつながると思うのですが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会
事務局次長

共通投票所を設ける際には、まず二重投票防止という観点から、投票を管理するシステムを各投票所に導入しなければなりません。本市では、選挙人名簿を紙ベースで管理している投票所とパソコンで管理している投票所があるのですが、二重投票を防止するためには、1か所の投票所だけではなく、今現在あります113か所の投票所の全てに二重投票を防止するための設備を導入する必要があります。選挙管理委員会事務局としましても確かに魅力的な内容ではあるのですが、費用等を踏まえ、慎重に検討していく必要があると考えております。

金岡委員

確かにインターネット環境等の初期投資が結構かかると思うのですが、本市のスマートシティ政策にも合致するものかと思しますので、ぜひとも検討していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

選挙管理委員会 今ほどの事務局次長の説明の補足ですが、共
事務局長 通投票所の導入について、富山市で一番問題
となることは、1区と2区に分かれる選挙が
あることです。

共通投票所を設けた場合に、1区用のブース、
2区用のブースと、機材も人員も2倍を充て
ないと選挙ができないということになります。
そうすると、期日前投票所1か所当たりで初
期投資と運営費を含めて約450万円かかり
ますので、それを2か所設けると約900万
円かかることになります。

こういった問題点がありますので、現在のと
ころ共通投票所の導入は難しいと考えており
ます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。

以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務
局所管分を終了いたします。

午前10時26分 休憩

~~~~~

午前10時46分 再開

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第140号 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第142号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 議案概要書4ページの3、市長及び副市長給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ですけれども、令和4年12月支給分の期末手当を0.05月分引上げることによって、総額で幾らの増額になりますでしょうか。

職員課長 それは市長の給与ということによろしいでしょうか。

赤星委員 (1)市長及び副市長から(5)富山市特別

職まで順番にお願いします。

職員課長 順番に申し上げます。いずれも0.05月分引き上げることによる増額分です。まず市長につきましては、7万7,938円でございます。副市長につきましては、6万4,742円でございます。教育長につきましては、5万2,925円でございます。常勤の監査委員につきましては、3万9,585円でございます。公営企業の管理者につきましては一失念しておりました。申し訳ございません。特別職の指定職等については、政策監となります。政策監につきましては、5万4,302円でございます。

赤星委員 公営企業の管理者については、また後で教えていただけますか。

職員課長 後ほど数字を申し上げさせていただきます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。これより、議案第140号及び議案第142号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第140号及び議案第142号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和4年分陳情第20号、

令和4年分陳情第22号－2

を議題といたします。

陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、

陳情第20号 ガラス美術館の作品展示方法  
を見直す陳情  
を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局           〔陳情文を朗読〕

委員長           次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

ガラス美術館次長   本市ではこれまで30年以上にわたりガラスの街づくりを進めてきたところであります。その一環として、富山駅、城址大通り、大手モール等でガラス作品を展示する屋外ショーケースの設置や、富山市民プラザ内に市の収蔵作品を常設展示するトヤマガラスアートギャラリーを開設するなど、まち全体をガラスの美術館に見立てたストリートミュージアムに取り組むことで、ガラス文化の普及促進に努めてきたところであります。

そのような中、平成27年8月に、本市がガラスの街づくりの中核施設としてかねてから計画していました富山ガラス美術館がオープンしたことから、市民プラザに設置していたトヤマガラスアートギャラリーの機能をガラス美術館に移行させるとともに、屋外ショーケースについては、老朽化が進行し、ガラス作品の保存管理やケース自体の維持管理等にも課題が生じていることから、順次撤去す

ることとしたものであります。

今後は、原則として屋外ショーケースの更新や増設は行わず、不特定多数の方が訪れる公共施設のほか、金融機関やホテルのロビーなど、協力いただける民間施設の屋内空間などを活用したガラス作品の展示等を検討してまいりたいと考えております。

また、屋外ショーケースは、1つに、ほこりや虫などがケース内に入り込む場合が多くあること、2つに、太陽光による熱や紫外線にさらされるほか、温度や湿度の管理ができない環境にあるため、本来、展示作品に好ましい状況にはないこと、3つに、台風等による損壊や盗難のリスクが高いこと、4つに、屋外ショーケース自体が高額であることなどから、本市では屋外ショーケースの更新や増設は今のところ考えておりません。

シクロシティ株式会社の広告パネルは、グラウンドプラザ前など通行量の多い通り沿いにあり、デザイン性に優れた広告塔を通じて、市民や市外から訪れた方々にガラスの街とやまをPRできる非常に有効なツールであると考えております。

なお、現在、ガラス美術館所管の屋外ショーケースの清掃業務を障害者就労施設へ委託しているところでありますが、本市では、障害

者優先調達推進法に基づき、全庁を挙げて障害者就労施設等からの物品や役務の優先的な調達に努めており、引き続き、市全体として積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

赤星委員                 ガラス美術館では、シクロシティ株式会社の4か所の広告パネルに対して、年間幾ら支払いをされていますか。

ガラス美術館次長      令和4年度の契約金額は、税込みで1,035万3,200円となっております。

赤星委員                 平成26年度から毎年それぐらいの金額を支払ってきていると思うのですけれども、間違いはないでしょうか。

ガラス美術館次長      ガラス美術館設置準備室として、平成26年度から同じぐらいの金額を支出しております。

赤星委員                 平成26年度から令和4年度まで合計しますと、9,214万円余りとなりますが、それ



で合っていますでしょうか。

ガラス美術館次長 はい。

赤星委員 いつも指摘をしておりますけれども、ガラス作品が入っているものは3か所で、広告パネル自体の厚みが20センチほどしかなく、中に入る作品も薄いものや小さいものに限定しております。この3か所とポスターを掲示している1か所で、どうして1,000万円以上かかるのでしょうか。その積算根拠はどうなっているのでしょうか。

ガラス美術館次長 ガラス美術館設置準備室として、平成26年度から支出しているとお話しさせていただきましたが、この広告パネルにつきましては平成26年度以前から設置されておまして、その当時の経緯や積算根拠につきましては、お調べすることができない状況であります。

赤星委員 平成26年度以前について言いますと、一番初めにシクロシティ株式会社に支出があったのは、平成21年度の環境政策課からの支出なのですけれども、平成24年度と平成25年度には企画調整課から1,210万円余りの支出があります。ここにガラス作品展示に

ついでに支出が入っていたのでしょうか。

ガラス美術館次長 具体的な資料等はないのではっきりとは申し上げられませんが、以前から支出があったことは事実であると思います。

赤星委員 一方で、富山市が自ら造った屋外ショーケースが撤去の方針だと話がありました。この屋外ショーケースの年間維持費は幾らかかっているのでしょうか。

ガラス美術館次長 先ほども見解の中で述べさせていただきましたが、屋外ショーケースの清掃業務委託として、障害者福祉施設に清掃業務を月1回お願いしておりまして、令和4年度の契約金額については30万6,240円となっております。

また、ガラス展示ショーケースの保守点検業務については、屋内、屋外のショーケースの電灯器具等の保守点検を年2回—7月と2月に行っておりまして、令和4年度の契約金額が49万5,000円となっております。

赤星委員 今、老朽化しているものを順次撤去していくと説明がありましたが、仮に屋外ショーケースを新しく造る場合は幾らぐらいかかるので

しょうか。

ガラス美術館次長 過去の実績等から1基当たり500万円ほどかかると思います。

赤星委員 話が戻りますが、シクロシティ株式会社の広告パネルで展示している3点のガラス作品ですけれども、入替えなどはしたことがありますか。

ガラス美術館次長 平成26年、平成27年に展示替えを行っているという記録が残っておりました。それ以降については、展示替え等を行っておりません。

赤星委員 ずっと同じ作品が入っているだけで、どうしても1年間に1,000万円超もかかるのかがどうしても不思議でしようがないのです。その経緯について分からないとおっしゃいましたけれども、この陳情を出された市民の方はもっと分からないと思います。平成24年度、平成25年度と企画調整課から支出しておりますので、その経緯について、部長、何か分かりませんかでしょうか。

企画管理部長 市内全体の広告パネルは一赤星委員が一番よ

く御存じだと思えますけれども一六〇基あるうち、ガラスの街とやまをPRするための広告塔が4基あります。

その広告塔は、広告パネルの更新のときにせつかくならガラス作品も展示できる仕様にしてはどうかと提案があって、シクロシティ株式会社側で設置されたと私は聞いております。その設置に関しては、市はお金を出してはいません。ガラスの街とやまをPRするためのツールの1つとして、その4基についてはある意味、ガラスの街とやま専用という形でこれまでPRをしてきたわけであります。

今撤去している屋外ショーケースとは違って、構造上、作品を頻繁に入替えできるようなものではないのだと思います。これは私もはっきり確認したわけではございませんが、構造上そのようなしつらえになっております。

あくまで、ガラスの街とやまの取組をPRするツールの1つとして、4基の広告料を支出していると私は承知しているところでございます。

赤星委員

4基分の広告料でなぜ1,000万円超かかるのかというところが分からないのですけれども、その経緯は分からないのですか。

企画管理部長 御案内のとおり、アヴィレとシクロシティ株式会社に関連する事業は環境部で統括的に実施しておりますので、金額的な積算の細かい根拠までは私は存じていません。

村石委員 確認させていただきたいことがあります。  
ストリートミュージアムとして30年以上ショーケースを設置していたが、ガラス美術館ができたので機能に移行すると説明がありましたけれども、通りにガラス作品があることで、たくさんの市民や観光客が見ることができ、その風景や季節で見方が変わるので、そこで見ることの価値はあると思います。ガラス美術館に機能に移行するといっても、見る人の数やその見方もまた違うのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

ガラス美術館長 私も東京から参りまして、富山市のまちの中にガラス作品があることは非常に効果的だと考えておりました。

しかし、夏は非常に暑く、冬は非常に寒いこの富山市でガラス作品が屋外に展示されていることは、当初想定した以上に、非常にリスクが高いということがあります。盗難に遭ったことでもありますし、今展示しているショ

ーケースで、もう電気がつかないものもあります。車通りも多いということで、振動もあります。

ガラス美術館がオープンし、温湿度管理もできる非常にいい環境でガラス作品を御覧いただけるようになりましたので、ストリートミュージアムはひとまず役目を終えたと考えております。

今後はガラス作品にとっても、見ていただく方々にとっても、気持ちよく見ていただけるガラス美術館での展示に集約させようと考えております。

村石委員

今言われたことは、理屈としてはよく理解できます。

ただ、ガラスの街とやまとして、多くの市民や観光客の皆さんに見てもらおうという意図で今までショーケースが設置されてきたのだと思っています。

昔、実際に盗難があったのですが、森前市長は、盗難を予防するような措置を講じて引き続き展示していくことを決めたと答弁していたと思います。

したがって、盗難の危険があるならば盗難を予防する、あるいは気温や湿度の変化が問題であればある程度抑制できるような装置等を

設置するなどして、今後もショーケースを設置し続けることは考えられないのでしょうか。

企画管理部長

盗難は過去に一度ありました。城址公園前にあったショーケースが割られまして、実は中に入っていた作品よりもそのショーケースのほうが高くて、そちらの損害が大きかったというものでありました。

もともとガラス美術館の構想というものは、かなり前からあったわけです。ガラスの街づくりの3本柱の1つでありますので、設置場所や収蔵作品の更新などといったことについて、少し時間をかけて整備していこうとしておりました。

しかし、なかなか機が熟さず、計画はいろいろと積み重ねて、収蔵作品はだんだんと増えていきました。せっかく収蔵作品があるのに、ガラス美術館ができるまで何もしないのではもったいないと、やはり市民の皆さんや来街者に持っているものを見ていただきたいという思いから、通りを美術館に見立てたストリートミュージアム構想というものを開始したわけでございます。

ガラス美術館ができるまでの間、どうやってその収蔵作品を皆さんに見ていただいて、ガラスの街とやまをPRしていくのかというこ

とであったと私は理解をしております。

その中核機能の1つとして、市民プラザの2階にトヤマガラスアートギャラリーをつくって、そこでは常設展示を行いました。富山駅から国道41号線を通って市民プラザに行けば、常設展示があると。この委員会室よりもうちょっと大きいスペースだったと思います。先ほど説明があったように、ガラス美術館がオープンしたことで、市民プラザのトヤマガラスアートギャラリーの機能を移転しました。それから、先ほどガラス美術館長が言ったように、やっぱりいろいろな課題があるということもあります。また、更新をするとしても、当方で1基当たり500万円でしたが、今はそれでは建てられないと思います。あれだけしっかりしたもので、さらに温度調整や湿度管理となってくると1基当たり何千万円となってしまう。せっかくガラス美術館ができましたので、やっぱりそういったものは一定程度撤去していきたいと考えています。

ただし、富山駅の高架下に富山市のガラスの街の取組を紹介する展示をしたり、マリエとやまの前のエスタに上がる階段にガラス作品を展示したりするなど、今後もまちのところでガラスの街とやまを標榜するような仕掛けを実施していきたいと思っております。



改めて申し上げますが、ガラス作家にとっても、ガラス作品にとっても、屋外に置かれるということは非常に問題があるという声もたくさんお聞きしておりますので、今後はやっぱり屋内で、御協力いただけたところに富山市のガラス作品を置かせていただくといった形で一現にホテルの1階にショーケースを置いていただいているところがあります一屋外から屋内展示に切り替えて、ストリートミュージアムを引き続き継承していきたいと考えているところでございます。

松尾委員

先ほどガラス美術館長が、恐らく専門的な観点から、現在屋外ショーケースに展示してあるガラス作品に関して、皆様に見ていただくのであれば、やはりガラス美術館で見たいとおっしゃいました。屋外ショーケースは汚れや風雪など様々な影響があり、ガラス作品を見てもらう環境としてはよくないということを確認いたしました。

ところでガラス作品を展示しているシクロシティ株式会社の広告パネルはそういったことがないのかどうか、違いがちょっと分からなかったのです。

先ほど部長は、シクロシティ株式会社の広告パネルについては、中のガラス作品も頻繁に

更新できない構造になっているとおっしゃいました。恐らく何か特殊なものなのかと想像はしたのですけれども、違いが分からなかったものですから、そこら辺をもう少し教えていただけますか。

企画管理部長 シクロシティ株式会社の広告パネルは、本当に厚みが限られていますので、そこに展示する作品も限られたものになってくると。一番大きな違いはそういうことだと考えております。

富山市が設置した屋外ショーケースについては、しっかりしたガラスケースで、ある程度の大きさのものも展示でき、定期的な入替えなども可能な構造になっておりますけれども、シクロシティ株式会社の広告パネルは、頻繁に展示作品を入れ替えられるような構造にはなっていないと私は理解をしているところでございます。

松尾委員 要は、しっかりとした構造のものであるから、そちらは撤去する必要はない、見せる価値があるという判断でよろしいですか。

企画管理部長 いずれシクロシティ株式会社の広告パネルもある程度老朽化が進みますと、どうしてもい

ろいろいろな問題が出てくると思います。今はせっかく広告パネルがありますので利用させていただいて、ある程度老朽化が進んだ段階で一市の所有ではありませんので、市が勝手にどうこうするということもできませんけれども一ガラス作品の展示について再考する必要があるのではないかと考えております。

松尾委員

確かに市の管轄ではないので、市がどうこう言うことではないと思います。

私も富山市民として、しっかりとしたガラスの技術を見てもらいたいという思いもあるので、もし見てもらえない状況なのであれば撤去することも仕方がないと思います。

今後、シクロシティ株式会社の広告パネルについて、いろいろと注視していくべきではないかと思ったので、要望としてまたお願いします。

赤星委員

富山市が設置した屋外ショーケースはいつ設置されたものなのでしょうか。

ガラス美術館次長

平成16年から平成20年にかけて設置されたものです。

赤星委員

そうしますと、現在までに18年ぐらいたっ

ていますね。

ガラス美術館長にお伺いしたいのですけれども、実際に夏の暑さや冬の寒さによってガラス作品がこういった被害があったのかという事例はあるのでしょうか。

ガラス美術館長 暑さや寒さが直接の理由になっているのかどうかは分からないのですけれども、屋外ショーケースの中のガラス作品の展示シートなどに染みが随分出てきてしまっていますし、ガラス作品に滴が落ちていたり、虫の死骸なども入ってきますので、あまりいい環境ではないかと。

あと、屋外ショーケース自体も開きにくくなっている、開けられなかったものもあるという報告は聞いています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和4年分陳情第20号の討論に

入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員

私は、この陳情はぜひ採択すべきという立場で賛成討論をいたします。

現在、市が設置している屋外ショーケースは平成16年に設置され、18年間にわたって市民や来街者、観光客の目につく場所にガラス作品が展示されてきました。

先ほど村石委員がおっしゃったように、四季折々の風景・背景にガラス作品があるということは、素晴らしいことだと思っています。

撤去する方針とのことですが、新規の設置費用が1基当たり500万円程であれば、シクロシティ株式会社への毎年1,000万円以上の支払いをやめれば、2基ぐらいは設置できる金額です。全部撤去してしまいますと、ガラス美術館に行かない限り、市民がガラス作品を目にする機会がなくなってしまうと考えます。

一方、シクロシティ株式会社へ年間1,000万円以上を支払っている4か所での展示につきましては、中に入るガラス作品も限られ、ずっと入替えもしていないということでした。効果も疑問ですし、1,000万円以上という金額の根拠も不明です。

唯一分かるのは、シクロシティ株式会社と富山市との間で年間基本金額2,100万円を業務の対価として支払うという契約があることです。実際に令和4年度予算では1,976万7,000円を支払うこととなっており、そのうちのガラス美術館から広告料を支払っている4か所の広告パネルが半分以上を占めているということも理解できません。

市民の方が疑問を持ち、そして、ガラス作品を通し、地元企業や障害者団体の力を借りて、人との結びつきを広める大切さを全国に広げることが富山市民の未来につながるのと、本当にすばらしい陳情を出していただきましたので、ぜひ議会として採択して、当局に見直しを迫る必要性があると思います。

以上、賛成討論といたします。

委員長 ほかにも討論はありませんか。

高田委員 本陳情につきましては、富山市議会自由民主党から反対討論をしたいと思います。  
ストリートミュージアムは、ガラス美術館がオープンするまでの間、ガラスの街とやまをPRするために大変重要な施策の1つであったわけですが、屋外ショーケースについては、長い年月がたち、老朽化も進んでおり、維持

管理にも課題があると当局から説明がありました。

したがって、このストリートミュージアムや屋外ショーケースの役割は十分果たされたと考えます。

今後は、新しく屋外にショーケースを設置するのではなく、魅力ある施設や企画等によって、ガラス芸術のダイナミックさや多様性を、ガラス美術館に来て味わってもらうことが、ガラスの街とやまを推進することにつながると考えています。

また、広告パネルについても、ガラスの街とやまを多くの市民や来訪者にPRできる1つの大きなツールであると考えております。

こうした観点から、この陳情は不採択にすべきと考えます。

委員長                   ほかに討論はありませんか。

柞山委員               今、富山市議会自由民主党の高田委員がおっしゃったことと同じですけれども、先ほど企画管理部長から、この30年間にわたるガラスの街とやまの取組や経過について説明していただきましたが、この屋外ショーケースについては、役割を果たしたと思っています。ガラス美術館長からも話があったとおり、ガ

ラス作品は、もっと丁寧に扱わなければならず、また屋外での展示は、費用面からも難しいところがあるという当局の考えは理解できます。

よって、この陳情については不採択とすべきだと考えております。

委員長           ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、令和4年分陳情第20号を挙手により採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、

陳情第22号-2 「富山市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関係団体と



一切の関係を断つ決議」に対しての陳情を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

行政経営課長 それでは、まず陳情項目3-2、藤井市長及び富山市が、「思想信条の自由」「信教の自由」「基本的人権」を侵すような方法で調査、質問をしないことについて見解を申し上げます。

当局といたしましては、日本国憲法において、信教の自由や基本的人権は何人に対しても保障されており、いかなる場合でも、これを侵害する行為は許されないものと認識しております。

次に、陳情項目4-2、藤井市長及び富山市が、「反社会的団体と関わりを持たない」などと宣言する場合には、「反社会的団体」の正確な定義、そして、「反社会的団体」と判断する法的根拠を市民に明確に示すことについて見解を申し上げます。

まず、本市は旧統一教会について、反社会的

団体であるといった表現を使ったことはこれまで一度もありません。

なお、本市では旧統一教会について、社会的に極めて問題のある団体と表現したことはありますが、これは1つに、裁判において教団の不法行為が認定された事例や、現在も裁判の係争中の事例があること、2つに、親が熱心な信者である家庭の子どもが、貧困状態に陥るなどの悲惨な事例が報道等により次々と明るみになっていることなどの理由からであります。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の見解に対する質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。これより、令和4年分陳情第22号-2の討

論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、令和4年分陳情第22号-2を挙  
手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定し  
ました。  
次に、  
G7富山・金沢教育大臣会合の開催について、  
第2期富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案  
）について、  
富山市民芸術創造センターの耐震診断の結果  
について、  
富山スマートシティ推進ビジョンの策定に  
ついて、  
以上4件を一括して、順次、当局の報告を求  
めます。

企画調整課長 〔G7富山・金沢教育大臣会合の開催について、  
第2期富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案）について、  
委員会資料及び別冊資料（第2期富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案））により説明〕

文化国際課長 〔富山市民芸術創造センターの耐震診断の結果について、  
委員会資料により説明〕

スマートシティ推進課長 〔富山スマートシティ推進ビジョンの策定について、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、まずG7富山・金沢教育大臣会合の開催について質問のある方はいらっしゃいますか。

村石委員 それでは、G7富山・金沢教育大臣会合の概要ということで、平成28年に倉敷教育大臣会合が開催されたときのテーマは「教育におけるイノベーション」でしたが、今回のテーマは決定しているのでしょうか。

企画調整課長 G7富山・金沢教育大臣会合は国の行事とな

ります。テーマにつきましては、国がG7の各国並びに両県と相談の上、決定されることとなりますが、現在のところ決定されておられません。

村石委員 委員会資料1ページの2、本市で開催が見込まれる行事等についての記載の中で学校現場の視察が計画されていますが、平成28年の倉敷教育大臣会合のときと同じように、小学校1校と中学校1校と考えているのでしょうか。

企画調整課長 現時点では行程表は発表されておられませんので、どのような形になるのかは分かりません。倉敷教育大臣会合では学校現場の視察が行程に入っていたので、一応見込んでいるという状況で、どのような形になるのかは正直まだ決まっておりません。

村石委員 地元主催歓迎レセプションということも記載されていますが、今も新型コロナウイルスの感染者数は高止まり、微増という状況です。来年5月にはどうなっているのか分からないのですが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて開催規模等を考えていくのでしょうか。

企画調整課長 委員がおっしゃったように、感染状況については、そのときにならないと分からないので、その状況を見ながら国や県と相談したいと思います。

赤星委員 先ほどの総務文教分科会企画管理部所管分で、今年度分の補正予算を審査しましたけれども、来年度分は幾らぐらいの負担が発生するのか分かりますか。

企画調整課長 実行委員会の負担金が200万円余りと事務費が発生します。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、次に、第2期富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案）について、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、富山市民芸術創造センターの耐震診断の結果について、質問はありませんか。

金岡委員 今回、富山市民芸術創造センターが避難施設であるため、耐震改修促進法の耐震安全性Ⅱ類に該当して、 $I_s$ 値は0.75以上を判断基準にすると記載されていますけれども、市内のほかの避難施設については、この0.75以上という基準をクリアしているのでしょうか。

委員長 それはその他の質問で聞いてください。

金岡委員 ほかの避難施設が基準をクリアしているから、富山市民芸術創造センターもクリアしなければならないのかという質問なのですが……。

委員長 ほかの避難施設に関しては、その他の質問で聞いてください。

柞山委員 ただいまの金岡委員の質問は、耐震診断によって新たに $I_s$ 値が出たから、この施設の $I_s$ 値の判断基準については避難所として判断したと理解していいのですかということではないでしょうか。

文化国際課長 ほかの施設の耐震診断の結果を確認したわけではありませんが、富山市民芸術創造センターは、災害対策基本法に基づく指定避難所と

して位置づけられておりますので、そのことから考えると耐震安全性Ⅱ類に該当して、通常の1.25倍の安全性が必要だということから、今回こういった判断基準とさせていただいています。

柞山委員 理解しました。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、次に、富山市スマートシティ推進ビジョンの策定について、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、企画管理部所管分で、議案及びいただいた報告以外に何か質問はありませんか。

田辺委員 本年12月5日に開催されたI COM GLASSの年次総会において、土田ガラス美術館長が会長に就任されました。

I COMの国際委員会の1つであるI COM



GLASSの会長がアジア地域から選出されるのは初めてで、大変名誉あることだと思います。

今後ガラスの街とやまを国内外にPRしていくために抱負や決意があろうかと思しますので、この機会にぜひお答えいただければありがたいと思います。

ガラス美術館長      ありがとうございます。

ICOM GLASSは、ICOMの国際委員会の1つでありまして、ガラスをコレクションしている、あるいは研究している美術館や博物館、個人の研究者等—正確な数を把握しておりませんので恐縮なのですが—130余りが加盟している団体であります。

国際的な組織で、ガラス芸術に関するネットワークとしては非常に大きな規模ですので、そのネットワークを活用して、ガラス美術館の活動をより一層深めていきたいと思っております。

ガラス美術館で行っている富山ガラス大賞展の審査員の選出や、今現在行われていますフィンランド・グラスアート展なども、このネットワークが基盤となりまして実現しているものです。

会長に就任しましたので、ICOM GLA

SSに加盟している方々への発信も私自身がしていくこととなります。私が発信することは、富山市ガラス美術館—TOYAMA GLASS ART MUSEUMという名前が必ず出てくることとなります。

ガラスといえば富山という認識で皆さんに親しんでいただければと思いますし、こうしたネットワークを活用して、ガラス美術館の展覧会活動や収集活動などもより一層活発に進めていきたいと思っております。

田辺委員 期待しておりますのでぜひ頑張ってください。よろしく申し上げます。

鋪田委員 ガラス美術館について発言があったので、私も質問させていただきたいと思います。現在、フィンランド・グラスアート展が開催中でありまして、私もオープニングセレモニーには公務としてお邪魔させていただいて、その後もリピートで何度か見に行っているのですが、そのたびにいろいろな見方ができて、本当に楽しめるいい企画だと思っております。コロナ禍ではありますが、少しずつ来場者の数も戻ってきていると聞いております。今リピーターがどのくらいいらっしゃるのか—これは、なかなか統計は取れないので難しいか

もしもせんが一全体として、今の来場者の状況はどのようになっているのかお聞かせいただけますか。

ガラス美術館長 月締めで集計を取っているのですが、コロナ禍前とほぼ同じ程度の来場者数に戻ってきている状況です。

芸術の秋ということもありましたので、グラウンドプラザなどでも様々なイベントが開催されていきました。また、全国旅行支援の実施などもあり、観光客も戻ってきていますので、非常に多くの方々に楽しんでいただいていると考えております。

鋪田委員 全国競輪主催地議会議長会の皆さんにもガラス美術館に足を運んでいただきまして一準備期間中だったので企画展は見られず、常設展だけしか見ることはできなかつたのですが一非常に興味を持って見ていただきました。それぞれの議会へ持ち帰って、ぜひPRしてほしいとお願い申し上げました。

あと、何度かお邪魔しているときに、海外からの観光客も目についたのですが、北陸、富山を観光拠点とする際に、ガラス美術館を大きな目的の1つとして来ることもあろうかと思っています。海外からの観光客の内

訳はなかなか正確には出せないところだと思うのですが、印象としてはどのように捉えているのでしょうか。

ガラス美術館長 かつてはアジア圏から来られている方が多かったかと思いますが、アンケートの回収数は一特に外国の方は一あまり多くないので、正確なことは言えませんが、もう少し幅広い国々の方が来てくださっていると思います。

アンケートの内容としては、素晴らしいなどといったお褒めの言葉をいただくことが多いと思います。

鋪田委員 先ほども言いましたけれども、海外からガラス美術館を目的に北陸、富山に観光で来るということもあるのかもしねないと感じております。幅広い国々の方が来てくださっているということなので、今後、施策として観光や文化とも連動しながら取り組んでいく必要があるかと思いますが、企画管理部長の所見をお伺いいたします。

企画管理部長 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで日本の入国制限がかなり厳しく、外国の方が日本へ来ることができませんでしたが、先

般より入国制限が緩和されました。今後さらにインバウンドの方—富山へ来ていただける方が増えてくるのではないかと、我々も大変期待をしているところであります。

その中で、先ほど説明しましたように、来年5月にはG7富山・金沢教育大臣会合が開催されますので、各国の教育大臣やEU諸国からも大臣クラスの方がいらっしゃいますし、それに伴ってプレスもかなりの数が入ってくるわけであります。それぞれの開催地ではエクスカージョンが行われるということですので、今後、国や県とも連携しながら、富山市のガラス美術館をエクスカージョンの会場としてぜひ御覧いただきたいと考えているところであります。

今、鋪田委員からも御紹介がありましたように、ガラス美術館は観光資源として国際的にも大いにPRできるものだと思っています。これから各国のエージェントの方々にも呼びかけまして、富山市が拠点となって、ガラス美術館や雪の大谷、五箇山、金沢市などといった観光ツアーや滞在型観光についても、商工労働部とも連携しながらしっかりと対応していきたいと思っております。

また、田辺委員からもお話があったように、土田ガラス美術館長がI COM GLASS

の会長に就任したということで、これは富山市にとっても大変名誉で、ありがたいことでもあります。これまでサントリー美術館で培われた人脈などもございましたけれども、富山市ガラス美術館で館長になられてから、発信力を持っていろいろと御活躍いただいておりますし、昨年、日本経済新聞の全国版でガラスの魅力を伝える連載をしていただいたことは、富山市にとって非常にありがたいことだと思っています。

今年は国際連合が宣言した国際ガラス年という記念の年であります。その記念の年に土田ガラス美術館長が国際的なNGOの会長になられたということは、非常にビッグニュースでした。今年もいろいろなことがあり、つつつつむきがちでありましたけれども、この年末に本当に明るい話題だと思っています。今後、土田ガラス美術館長だけではなく、富山市としても前向きに本市の魅力を世界に向けて発信して、また観光客の方にもぜひ立ち寄っていただけるように頑張っていきたいと思っています。

委員長

ほかにはないようではありますが、先ほど金岡委員が富山市が管理している指定避難所のI s値のことを質問されていたと思うのですが、

質問しなくてもよろしいですか。

金岡委員 先ほどの質問は、ほかの避難施設がI s値0.75をクリアしていることが前提で、富山市民芸術創造センターも避難施設に指定されているからI s値0.75以上が必要なのですよねという思いで質問したのですけれども、ほかの避難施設がI s値0.75以上をクリアしているのかどうかは、今、企画管理部に質問しても分からないと思うので大丈夫です。

企画管理部長 1点だけ簡単に補足させていただきますが、富山市民芸術創造センターが避難施設に指定されているから改修したいということではなく、数字上はクリアしているものの、これだけ稼働率の高い施設でありますので、やっぱり市民の方に安全に安心して使っていただきたいということが非常に大事だと思っております。そういったことが今回、耐震補強に踏み出す大きなきっかけであります。数字上こうだからというよりも、こういった稼働率の高い施設を市民の方により安心して使っていただきたいという思いから、来年度予算要求に向けて、耐震補強へかじを切らせていただくということを御報告させていただいたものでありますので、御理解のほどよろ

しくお願いいたします。

職員課長

先ほど赤星委員から御質問いただいた、公営企業の管理者の12月支給分の期末手当の引上げ金額について報告させていただきたいと思います。

公営企業の管理者で、まず上下水道事業管理者ですが、5万4,302円でございます。

こちらは政策監と同額になります。

病院事業管理者につきましては、6万7,869円でございます。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 0時21分 休憩

~~~~~

午後 1時39分 再開

委員長

総務文教委員会防災危機管理部所管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管
分を終了いたします。

午後 1時40分 休憩

~~~~~

午後 1時58分 再開

委員長            総務文教委員会教育委員会所管分の議案の審  
査を行います。

議案第143号 富山市立学校設置条例の一  
部を改正する条例制定の件、

議案第144号 富山市公民館条例等の一  
部を改正する等の条例制定の件、

議案第145号 富山市公民館条例の一部を  
改正する条例制定の件、

議案第153号 工事請負契約締結の件（西  
部中学校校舎改築（その2）主体工事）、

以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

学校再編推進課長    〔議案第143号について、  
議案説明資料により説明〕

生涯学習課長 〔議案第144号について、  
議案第145号について、  
議案説明資料により説明〕

学校施設課長 〔議案第153号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

高田委員 議案説明資料10ページの富山市公民館条例等の一部改正等についてですが、(2)改正内容のイ、富山市農村環境改善センター等条例の一部改正が含まれております。この両センターの業務などについてはどのようなになるのか、お聞かせください。

生涯学習課長 今現在、富山市婦中農村環境改善センターと富山市朝日地域農業再編センターは、富山市農村環境改善センター等条例で位置づけられた施設ではありますが、実際、農業センターとしての貸出しはほぼ行われていない状態です。同じように音川交流センターにつきましても、ほぼ公民館としての利用だけになっている状態であります。  
それぞれのセンターの貸出しはないものと考え

えておりますので、問題はないものと思っております。

高田委員 それともう一つ、グラウンド使用料の設定が書いてあるのですが、これは従前から引き継ぐという形なのでしょうか。

生涯学習課長 もともと小学校跡地だった場所にコミュニティセンターを設置した経緯がありますので、富山市地区コミュニティセンター条例にはグラウンド使用料の設定がありました。富山市地区コミュニティセンター条例を廃止することから、これまでと同様に施設を使っていたため、富山市公民館条例に新たにグラウンド使用料の設定を明記するものです。

村石委員 議案説明資料9ページの富山市立学校設置条例の一部改正について、先ほど学校再編推進課長から、現在、大沢野幼稚園には年長児が5人いて、卒園していくと説明がありましたが、入学する小学校は大沢野小学校と考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長 大沢野小学校へ入学すると把握しております。

村石委員 今、大沢野幼稚園では市職員が4人働いているのですけれども、その4人の市職員は園の廃止後も教育委員会で働くことになるのかどうか、教えてください。

教育総務課長 人員配置につきましては、あくまでも市全体の人事異動の中での話でございますので、現在のところは未定です。

村石委員 ということは、雇用は継続されると考えてよろしいでしょうか。

教育総務課長 基本的には継続する予定です。

赤星委員 関連して伺います。園児の減少に伴って廃止するとのことですが、代替施設と申しますか、周辺の保育所などの立地状況についてはどのようなになっていますか。

学校再編推進課長 この大沢野地域においては、私立ではありませんが、3園の幼保連携型の認定こども園があります。

赤星委員 廃止した後の施設の利活用について、地元住民の皆さんからどのような要望が出ているのか分かりますか。

学校再編推進課長 大沢野幼稚園がある場所は、実質的に大沢野小学校とほぼ一体的になっている土地となっておりまして、単独でこの幼稚園だけがある状態ではありません。ですので、基本的には学校敷地という形で使用されていくと考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第143号から議案第145号及び議案第153号、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第143号から議案第145号及び議案第153号、以上4件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました、

令和4年分請願第4号－2 富山市内の保育所・幼稚園等並びに小・中学校における国の新型コロナウイルス感染対策の周知徹底に関する請願

を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文を朗読〕

委員長

次に、本請願について、当局の見解を求めます。

学校教育課長

本市の幼稚園及び学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、本市の感染状況及び文部科学省が示す衛生管理マニュアル等を踏まえつつ、市教育委員会で設置しております医師や保健所、学校、教育委員会

などの職員で構成する富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議の提言や、最新の医学的知見などの助言に基づき対策を進めております。

マスクの着用については、幼稚園においては園児は原則マスクを着用しておりませんが、学校においては、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策として、飛沫感染を防ぐなどの一定の効果があるという富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議の提言に基づき、マスクを着用するよう指導しております。

一方で、高温多湿や運動を伴う状況下でのマスクの着用は、身体に大きな負担がかかり、場合によっては命に関わる危険があることから、国からの事務連絡に基づき、熱中症事故の防止を最優先し、登下校時等において十分な身体的距離を確保できる場合や、体育の授業や部活動などにおける運動中については、原則マスクを外すよう指導しております。

また、マスクを着用する場面、外す場面につきましては、各学校に新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインや、国のマスクの着用に関するリーフレットについてを配布するとともに、校園長会などの機会を捉えて、屋内においても人との距離を確保でき会話をほと

んど行わない場合は、マスクを外すよう周知しております。

こうしたことに基づき、各学校においては全ての教職員の共通理解を図り、各学校の実情や場面に応じて、児童・生徒に対して繰り返し指導しております。

しかしながら、熱中症事故のおそれがある場合や十分な身体的距離を確保できる場合、体育の授業などにおいて、屋内外を問わずマスクを外すよう指導しても、周囲の視線が気になるなど、マスクを外したくても外せないマスク依存の児童・生徒が少なからず見られること、加えて、授業を中心とした諸活動において、学級や学年の児童・生徒や施設などの影響で十分な身体的距離の確保や換気ができない場合は、マスクの着用を余儀なくされることもしばしばあります。

また、食育の推進にもつながる大切な要素の一つである給食などの場面では、コロナ禍以前は座席を向かい合わせにして仲間と会話をしながら食事を楽しむことができていましたが、コロナ禍以降は座席を同じ方向にし、食事時の会話をなるべく控えるよう指導してきたことで、無意識のうちに、食事中は会話を控えなければいけないという感覚になっている児童・生徒も少なくないのが現状です。



市教育委員会といたしましては、1つに、感覚過敏などの特性や健康上の理由などでマスクをつけることが困難な児童・生徒がいる場合には、各学校において保護者と十分相談した上で、可能な限り個別の事情を踏まえた対応を行うよう指導しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインにおいて、感染者などへの差別や偏見などの未然防止についても触れており、その内容については、各学校において全教職員が共通理解を図り、マスクの着用の有無に関わる差別や偏見、いじめが生じることがないように、未然防止について児童・生徒に繰り返し指導するよう周知してまいりたいと考えております。

2つに、子どもたちの健やかな学びを支える重要な機能であります学校給食については、感染のリスクが高い活動でもあることから、食事前後の手洗いの徹底、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要であると考えております。

一方、学校給食は毎日の食事を通して好ましい人間関係を築く場でもあり、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができる能力を身につけさせる活動でもあることから、

本市全ての学校や園において一律に黙食を強いる必要はないと考えております。

今後とも子どもたちの健やかな学びと感染症対策の両立を目指し、地域の感染状況や学級内の状況に応じた弾力的な感染対策を講じながら、子どもたちが少しでも楽しい時間を過ごすことができるよう、学校や園に周知してまいります。

3つに、富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議の検討結果や内容につきましては、リーフレットとして、市のホームページ等で公開することや学校から保護者の方へ配布するなど、情報提供に努めております。加えて、児童・生徒が状況に応じて安心してマスクを着脱することができるように、各校園長に対し、富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議だよりの情報提供に当たっては、保護者、学校運営協議会の委員や学校評議員、教育振興会など学校の外郭団体の委員、地域の議員などへの配布を通して、地域の方にも理解と協力を求めるよう周知しております。

市教育委員会及び学校、園が進める感染症対策について、保護者のみならず地域の方々にもまた、御理解と御協力を求めているところであります。

市教育委員会といたしましては、今後も新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進め、子どもたちの健やかな学びを最大限保障することができるよう努めてまいりたいと考えております。

委員長                    それでは、本請願についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

村石委員                今ほど、学校教育課長から、登下校時等において十分な身体的距離を確保できる場合はマスクを外してもいいと指導していると説明がありました。私は朝の子どもたちの登校を見守っているのですが、実際には、ほとんどの児童・生徒がマスクをしていて、1列で同じ方向を向いています。このようなことが多いと思うのですが、そのような認識はありますか。

学校教育課長          学校教育課では、校園長との意見交換会等において、登下校や体育の授業時のマスクの着脱に関しては学校の状況に応じて指導をするように周知しておりますが、今ほど見解でも申しましたように、やはり子どもたちにとっ

ては、マスクを取ることになかなか抵抗があり、依存度が高いという状況も見られます。マスクの着脱については、今後の感染状況も踏まえ、学校との意見交換を活発に行いながら周知していきたいと考えております。

村石委員

今ほどの回答のとおりでいいのですが、例えば、高学年—小学校5年生、6年生だったら、どのような場面でマスクを取ってもいいのか理解できるので、先生からも、こういう場面ではマスクを取ったほうがいいとぜひ言っていただきたいと思います。

また、子どもたちは、学校から遠いところに住んでいると、マスクをしながら重たいかばんを背負って、45分とか1時間も歩くので大変なのです。

このようにマスクをしながら重たいかばんを担いで長時間登下校することは、体にも非常に負担がかかり、よくないことだと思うので、具体的な例を挙げながら校園長会で周知していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

委員御指摘の内容につきまして、各学校の実態等もお聞きしながら、学校教育課として、よりよいマスクの着脱について周知を図って

いきたいと思っておりますが、学校の実態や家庭の状況、子どもたちの身体状況によっても対応が異なりますので、丁寧に慎重に、感染状況も見極めながら、周知したり、声をかけたり、相談に乗ったりしてまいりたいと思います。

松尾委員 どうしてもマスクを着用できない子というのは、私の知っている限りでは、アトピーが考えられます。せっかくアトピーが治ってきたのに、マスクをすることによって、再発してしまうので、マスクはできないと。こういった場合は、個別にしっかりと対応するとおっしゃっていましたが、実際にどういった対応をしていらっしゃるのか教えてください。

学校教育課長 そのような子どもたちのマスクの着脱については、各学校におきまして、体調面などに応じて、個別に丁寧に指導がなされているものと思っております。子どもたちとの話を丁寧にやっているのと報告を受けております。

松尾委員 日頃から市民の方の相談を受けている中で、しっかり対応してくださっていると感じてい

るのですけれども、実際にそれぞれの学校でどのような対応をしていくのかということは学校の環境もありますから、要は校長の判断にお任せする、校長を信じる、そうしていくしかないと思います。

学校によって対応が異なることがあると思うので、教育委員会としてそれぞれの学校のことをしっかりと把握しているのかが重要です。今、報告を受けていますと言われたので大丈夫だと思いますが、それぞれの学校の対応、状況というものは常に知っておいていただきたいことです。

学校に対してガイドラインやパンフレットでお伝えするだけではなく、現状どうなっているかをしっかりと把握していただきたいので、よろしくお願いいたします。

#### 赤星委員

コロナ禍になってから今年で3年目で、子どもたちにとっては、マスクをつけた学校生活が非常に長い期間続いております。

知り合いの中学生は入学したときからマスクをつけていて、友達顔もあまり見たことがないという状況で一現在もそうなのですけれども一保護者の皆さんからこうしたお願いが出されたということは、本当に切実なお気持ちだと思いますので、私はこのお願いに賛同して

いるところです。

ところで、給食についてお聞きしたいのですが、けれども、先ほど学校教育課長から一律に黙食を強いる必要はないとの見解があったので、そこは安心しているのですが、実際の給食の場面でどのような指導をされているのでしょうか。

例えば、友達に「これ、おいしいね」と話しかけたい場面や、嫌いなものが給食で出て、栄養士の説明を聞いて、みんなで食べると好きになるという場面もあるかと思います。実際の場面では、どのような対応をしているのか教えてください。

学校教育課長

今、新型コロナウイルスの感染者が少し増えている状況にありまして、やはり同じ方向を向いて、マスクを取った後は会話を控えるような指導や、黙食についてもまだ継続している状態ではあります。

子どもたちはおいしいな、苦手だなと表情に出しながら、顔を見合わせるなどといった様子は見られると聞いております。

ただ、やはり会話は控えるよう指導してきたことで、子どもたちの中にも自然と無意識のうちにもそのように過ごすということが、習慣化しつつあるような状況です。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和4年分請願第4号－2の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。

これより、令和4年分請願第4号－2を挙手により採決いたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手全員であります。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

次に、



富山市立八尾中学校における成績に関する個人情報  
の漏洩について、  
富山市立北部中学校3年生死亡事案の概要に  
ついて、  
富山市立北部中学校3年生死亡事案に関する  
調査組織の設置について、  
以上3件を一括して当局の報告を求めます。

学校教育課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、まずは八尾中学校  
の件について質問のある方はいらっしゃいま  
すか。

村石委員 非常に悲しいことですが、名簿ファイルを提  
供した職員と提供を受けた職員、両方とも緊  
張感がなかったと考えます。  
どのような目的で名簿ファイルを作ったのか、  
その内容については2人で確認し、間違いが  
ない内容となっていることを確認してから共  
有ファイルに上げるべきだったと考えますが、  
見解を伺います。

学校教育課長 組織で情報を共有する際、いつ、誰が、どの  
ように使用するのか、どのような情報が記載  
されているのかなど、渡し手と受け手の間で

使用目的や公開の有無などについて共通理解を確実に行うことが大切だと考えております。しかし今回の事案では、両者の間でこれらの確認が行えていなかったと思います。

担当教員が基データを作成していた教員に対して、全校集会のプレゼン資料を作るために朝の自主学習会に参加した生徒が分かる資料が欲しいと伝えたのですが、依頼された教員はそのデータをまさか生徒が使うとは思っていなかったと聞いております。

また、依頼された教員は、成績などの個人情報が入っていることを知っていながら、受け手側の教員に対して取扱いに十分注意をしてほしいという言葉をかけなかったことも分かっております。

つまり、教員同士の意思疎通を図るコミュニケーション不足が原因の1つでありまして、御指摘のとおり、名簿ファイルの目的や内容について、2人で確認してから共有ファイルにアップロードすべきであったと考えております。

村石委員

管理職に報告していなかったと説明がありました。

例えば、病院や保育の現場ではヒヤリハット運動というものを実施しておりまして、間違

えてしまったことについては処分しないので、間違ったことがあればすぐに報告をしなさいということになっているのですが、教育現場では、ヒヤリハット運動のような、何かあった場合には迅速に報告するという共通の認識はなかったのでしょうか。

学校教育課長 管理職は、職員会議や朝礼など、あらゆる機会を通して、報告、連絡、相談の大切さや組織的な対応の重要性を所属職員に指導してありまして、報告を迅速に行わなければならないという共通した認識は全職員が持っていたと考えております。

しかしながら今回の事案では、当該教員は令和4年10月15日（土曜日）にクラウドに上げたデータに個々の成績がひもづいていることに気づいたものの、そのデータを生徒が閲覧できない状態に戻す対応を行っただけで大丈夫だと誤った判断をしてしまい、管理職に報告するという考えには及ばなかったと聞いております。

軽率であると言わざるを得ない当該教員の判断はもとより、学年主任や管理職への報告、連絡、相談が不十分であるなど、複数のミスが重なって起こった重大な事案であり、少しでも早く誰かに相談していれば、もっと早く

手を打つことができたと考えています。

個人情報の漏えいに気づきながら上司に報告しないという行為は絶対にあってはならないと考えておりまして、個人情報の漏えいに関してだけではなく、報告、連絡、相談というヒヤリハット報告の必要性を強く自覚してもらえるように繰り返し促す必要があると考えております。

村石委員 今ほど、令和4年10月15日（土曜日）にそのようなことがあったということですがけれども、この事案が発生した要因の1つとして教員の多忙ということは考えられないのでしょうか。

学校教育課長 毎月、教育委員会で集計しております時間外  
在校勤務時間を見ましたところ、この2人の教員は月80時間を超えておりますが、双方の教員とも聞き取りの中では多忙が原因とは自覚しておりませんでした。

一番の要因は、教員同士の意思の疎通を図るコミュニケーションが不足していたことであると考えております。

村石委員 2人とも月80時間を超えているというのは、どう見ても多忙であったのではないかと推測

いたします。

漏えいした内容には、各学年の学力調査の合計点と学年順位も含まれていたもので、自分の成績、学力の順位が見られたのだと、生徒の動揺は大きかったと私は思います。

現在、生徒の状況についてはどのようになっているのか教えてください。

学校教育課長 事案発生後に全校集会を行いました。当日、教育委員会からは臨床心理士等を派遣しまして、生徒の心のケアに当たるように努めました。

全校集会が行われてから数日は臨床心理士等を配置しまして、不安になっている当該生徒や当該教員等にも臨床心理士のカウンセリングを行ったところです。

その後は要請に応じて派遣してまいりましたが、現在、生徒は落ち着いていると報告を受けておりまして、保護者からの問合せなどもないと聞いております。

尾上委員 先ほどの説明でデータの外部流出はないということでしたが、今、生徒は1人1台タブレット端末を持っているわけですがけれども、その端末から外部記憶装置一例えばUSBやSDカードなどにデータをダウンロードできる

機能は停止してあると認識してよろしいでしょうか。

学校教育課長 今現在、保護者の同意を得まして、子どもたちの1人1台端末におけるデータのダウンロードや外部との交流、チャット等でのやり取りなどは、教育センターで学校の管理者と相談しながら対応しております。

生徒がそのデータを外部に持ち出したのかどうかを教育センターで調べましたところ、閲覧した形跡はあったものの、どの生徒もデータをダウンロードした履歴がなかったため、それが流出したということはないと確認しております。

尾上委員 今の説明ですと、やったことの監視はしているけれども、タブレットなどの端末から外部記憶装置にダウンロードすることができる機能がついているということですね。

学校教育課長 教員が共有フォルダに上げたデータを、生徒が作業のために自分の端末に一議員がおっしゃるダウンロードという形で一持ってくることは可能であります。

尾上委員 その生徒のタブレット端末にダウンロードし

たものを、さらに外部記憶装置に移すことはできるのですか、できないのですか。

学校教育課長 教員が共有ファイルに上げたものは、エクセルファイルによく似たスプレッドシートという形式のもので、そのデータを活用して委員会資料を作ろうとしたということです。

1人1台のタブレット端末上のアプリでの作業となります。データを自分のところに持ってきて作業し、また、作業したものを共有ファイルに載せることができる状態となっております。

尾上委員 私の説明が下手なのかもしれませんが、要は、これまでもいろいろなところで情報流出ということがありましたが、例えばUSBメモリーにデータを入れて、それをどこかでなくしたり忘れてきたりして、外部への流出があったのではないかと疑われることが多いと思います。

学校の中の端末でのやり取りしかできなかつたら、外部への流出は絶対起こらないのですけれども、もし外部記憶装置にダウンロードできる状態にあると怖いなど。子どもたちがそういうことができたら怖いなど思い、私はちょっとしつこく聞いているのです。

学校教育課長 今現在、児童・生徒が使っている1人1台のタブレット端末上で、外部記憶装置—例えばUSBメモリー等にデータを移すことはできないようになっております。

メールでの配信等も制限をかけておりまして、クラスの生徒間でのやり取りはできるのですが、外部—全然知らない第三者に送信することはできないように市で制限をかけております。

尾上委員 そうなっていれば、外部への流出ということがあったとしても、大きな問題にはなりにくいと思います。

恐らく、小・中学校全てにおいてそうなっていると思いますので、これからも強化していただきたいと考えます。

金岡委員 今の問題ですけれども、SDカードなどに入れることはできないとしても、自分のスマホなどで写真を撮ったりすることは可能だと思うので、やっぱりこのようなことが起きる前の対策が必要だと思います。

先ほどの説明で校内ルールの遵守の徹底や研修会の実施により再発防止に努めているとありましたがけれども、具体的な再発防止策についてはどのようなことをしているのか教えて



ください。

学校教育課長 当該事案が起こりました後、令和4年10月24日には、まず臨時校園長会を開きまして、そこで個人情報の取扱いや組織的に個人情報の管理に取り組む必要性、個人情報の漏えいの危険性について研修を行いました。教育用クラウドサービスを使っているものですから、クラウド上での個人情報の漏えいの危険性について、いま一度確認をしました。

今回の事案がクラウド上での個人情報の漏えいでしたので、各学校においては、教育センターが出しておりますクラウドサービス利用に関する様々な決まり等を改めて確認して、研修を続けていると報告を受けております。

また、市教育委員会としましては、本年11月の校園長会において、個人情報の漏えいについて繰り返し指導を行うよう、指導の徹底をお願いしたところであります。今後も管理職研修だけではなく、あらゆる教職員研修や学校訪問研修などの場で周知してまいりたいと考えております。

金岡委員 私が言いたいことは、そういった形の研修は精神的なものであるため、また起こりかねないと思うので、もう絶対にできないようにす

ることが大事ではないかと考えています。  
このクラウドサービスにこういった機能があるのかは分かりませんが、教員がその共有ファイルに上げて、すぐに生徒が見ることができる状態にするのではなく、その共有ファイルに上げたものに対して、管理職が確認して、制限解除しないと共有ファイルに上げられない、子どもたちが見ることができないというような形にしないと、また同じことが起きるのではないかと思います。そういった状態にはなっていないのでしょうか。

教育センター所長 現在のところ、共有ファイルに上げるときに管理職の承認等を設定する機能はついておりません。

基本的には、教員が閲覧できるところとそうではないところははっきりと分かれております。生徒が見られるところは教員も見られますが、教員だけが使うところに関しては生徒は全く閲覧できない状況になっております。

金岡委員 そうであるならば、今後また起きないようにするためにも、カスタマイズして、そのような機能を付随させることも考えていかなければいけないのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

教育センター所長 クラウドサービスの設定等については、今後またより強固なセキュリティーの在り方について検討していきたいと考えております。

赤星委員 生徒会の委員会活動の資料として必要だった情報はあったのですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 朝学習の充実についての取組を、本年6月から全校体制で続けてきたのですが、夏休みを経てその参加率がちょっと低調になってきたという背景がありまして、名簿ファイルにひもづいていた朝学習の出席回数をグラフ化することによって、その取組自体が低調化しているということを全校集会で提示して、もう少し頑張っていきましょうという啓発を図るためにそのデータが必要であったと聞いております。

赤星委員 教員しか使えないデータをそのまま生徒に提供するという事はちょっと信じ難いです。先生が必要なデータだけを抽出、編集して、それを共有すべきだったのではないかと思いますけれども、生データをそのまま出したら駄目というルール化はされていないのでしょうか。

学校教育課長 教育センターや富山市のセキュリティポリシーにおいて文書の機密性について示しておりまして、渡した側の教員はそれを十分知っておりました。

しかし、自分が渡すデータには成績などの個人機密情報がたくさん入っているということは知っていたものの、相手が何に使うのかということをしっかりと聞いていなかったと。先ほどから申しておりますようにコミュニケーション不足が最大の要因でありました。教員だけが見られる共有ファイルの中でやり取りを行っておりましたので、そのデータを生徒に渡してはいけないということは認識していたものと思います。

ところが、受け手側の教員が、生徒が委員会活動でそれを活用したいということ伝えていなかったことや、受け取ったデータの確認を怠ったこともあり、生徒名簿と朝の活動に出席していた回数だけが載っているデータだと勘違いし、それを生徒等が見ることができる共有ファイルに載せたということになります。

どちらも機密文書の扱いに関しては気をつけていたとは思いますが、これは再度繰り返し指導していかなければならない事案だと思っております。

村石委員 次の北部中学校の件について質問してよろしいでしょうか。

委員長 八尾中学校の件で、ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

村石委員 委員会資料２ページの（３）事案の概要では、当該生徒と他の生徒との間にトラブルが発生しとありますが、文部科学省の令和３年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（令和４年１０月２７日）一以下、調査結果と言います一の７の（３）自殺した児童生徒が置かれていた状況（国公立）における友人関係での悩み（いじめを除く）と同じ意味であるのか、見解を伺います。これは今のケースのことを言っているわけではなく、あくまで一般論でお伺いします。

学校教育課長 一般論ということなのですが、教育委員会としましては、当該生徒と他の生徒との間に発生したことに関して、それが委員御指摘の厚生労働省の調査結果に記載されていることと同じ意味であるのかどうかは、今回の事案で

あれば、いろいろな調査を経て、今後、外部の有識者の調査組織によって明らかにされていくものと考えています。

それと、生徒が亡くなった状況や理由についてもそのような調査組織で明らかになっていくと考えておりますので、今の時点で、一般論だとしても答弁を控えさせていただきたいと思います。

松尾委員

この案件については、今、推測や一般論で語れる段階では絶対にはないと思います。概要として委員会資料に載せてありますけれども、これら一つ一つについて、これからいろいろと調査をして真実を確かめていくということなので、今本当に大事なことは、自分で命を絶った子を出してしまったことに、議員も含めて、行政や教育に関わる私たちが、本当に真剣にもう二度とこのようなことを起こさないという決意の下で、この後しっかりと取り組んでいくことが大事なのだらうと思います。

調査組織の委員の構成について伺いたいののですが、専門家の方だとは思いますが、この3人だけでいろいろな調査や聞き取りなどを行っていくことになるのでしょうか。

学校教育課長 現時点では、調査の迅速性を図るという観点から、当面は弁護士1名、学識経験者1名、社会福祉士1名の3名で構成することといたしております。

松尾委員 迅速性も大事なこともかもしれないですけども、この生徒がどういった思いでいたのかは、正直この生徒にしか分からないことで、調査も非常に難しいと思いますので、期限を切っただけでどうこうするというのではなく、二度と起こさせないために、当事者の人たちの意見がすごく重要なのではないかと考えます。

関わってきた学校の先生などは、恐らく大変悔やんで、悲しい思いをしていると思うので、この生徒がどういった思いでいたのかということを考えて、真実を明らかにし、二度と起こさない対策をしていくための調査にしたいと思っています。

委員会資料2ページには、対応してきた内容が記載されていますが、これでしっかりと対応されていたとして、この生徒には本音を言う機会がなかった、心の内を打ち明けられなかったということであるならば、やっぱりもう学校だけの問題ではなくて、第三者—民間の機関の対応が必要であれば、そうせざるを得ないと考えています。

教育委員会が悪い、学校が悪いと言っているわけではないのですけれども、この後の調査内容をしっかり見て、第三者機関任せではなく、二度と起こさせないための対策を最後の最後までしっかりとやり遂げていきたいと決意したところです。引き続きよろしくお願ひします。

村石委員 今ほど松尾委員からも質問がありました、委員の構成についてお尋ねいたします。  
委員の選任については、先ほど学校教育課長がおっしゃったように、効率性・中立性を確保することが大事だと思うので、職能団体からの推薦によることが重要と考えていますが、見解を伺います。

学校教育課長 本会議での答弁や、今ほどの説明でも申し上げましたが、今回の事案は重大で、かつ異例の事態であり、調査には極めて公平性・中立性が求められると認識しております。  
今ほどおっしゃったように、市教育委員会としましては、職能団体からの推薦による調査組織を新たに立ち上げることであります。

村石委員 職能団体からの推薦に基づいて選任をしていくということで、どのような団体かは聞きま



せんけれども、現在の段階で内々決まっている方はいらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 今月中に調査組織を立ち上げることになっております。現在、まだ各団体で推薦を上げていただいているところです。

村石委員 いまだに各団体からは具体的なお名前が返ってきていないということですが、結構日がたっています。先月の終わり頃に調査組織を立ち上げることが議決がされて、もう2週間以上たっておりますので、やはり早く調査を開始することが大事だと思います。調査組織の委員構成についても3人ではなく一ある資料によると、委員構成については概ね4名から9名程度であることが多いと聞きます。例えば、教育委員は5名ですよ。今回の場合、3名ということですがけれども、委員長、副委員長、通常の委員だけの構成となるので、今後、委員を増やしていくことが必要だろうと思っておりますが、見解をお伺いします。

教育委員会事務局長 今ほどのお尋ねについて、組織の形にこだわっているわけでは全くございません。やはり各分野の専門家の皆様の専門的視点から見て

いただくことを念頭に動いております。

したがって、各職能団体からの報告をいただきつつ、初回の会合を開いていくという手順になるわけですけれども、必ずしもその調査組織の編成を待ってから動くということは全く考えておりません。

職能団体から御推薦いただいた方から順次、状況の調査を始めていただこうと。これはさきの本会議で日本共産党の吉田議員の御質問において、今後のスケジュールということで、しっかりとお答えさせていただいたところでありまして、そういった歩みで取り組んでいきたいと思っております。

確かに2週間が長いと感じる方がいらっしゃることも当然承知しておりますけれども、可能な限り早めに調査ができるような体制にして、今ほど申しましたように、調査組織の立ち上げを待って動く予定ではなく、即座に動いていけるように、教育委員会ではいろいろな検討を進めているところであります。

村石委員

事務局長のおっしゃるように、全ての選任が整う前に調査を始めることについて、本当に大賛成です。

ただ、委員構成は3名でいいのか、今後何人が増やすのかということに関しては答弁され

ていないと思うのですが、どうでしょうか。

教育委員会事務局長

すみません、お答え漏れがありました。  
今ほどの点につきましても、本会議で吉田議員が御質問された際にお答えしておりますけれども、迅速性という観点から、当面は3名で進めていきますが、その内容、状況によっては、やはりほかの方に加わっていただくことは当然必要であると考えております。このことは、先ほど学校教育課長も御説明したかと思いますが、改めて申し上げさせていただきます。

村石委員

今ほどのお話はよく分かりました。  
ただ私としては、松尾委員も言われたように、亡くなった生徒や遺族、ほかの生徒たちの心の問題に関わってくる事案ですので、心の専門家—臨床心理士や精神科医、児童精神科医などが加わるほうがよいと考えるのですが、見解を伺います。

学校教育課長

職能団体から推薦された調査委員の方々の御意見、調査の進捗等も踏まえながら、関係分野の専門家を新たに加えたほうがよいという判断がありましたら、対応を検討してまいりたいと考えております。

村石委員

先ほど私が挙げた文部科学省の調査結果では、自殺した児童生徒の置かれていた状況（国公立）のそれぞれの項目について、具体例が参考として示されています。

友人関係での悩み（いじめを除く）では、「友人とけんかをし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。等」となっています。いじめの問題では、「いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかとの訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。等」となっています。

調査内容については、このような視点も含めて行われるのかどうか、お聞かせください。

学校教育課長

調査につきましては、外部の有識者による調査組織の委員の皆様の御意見を踏まえて進めていくこととなりますが、委員御指摘の生徒の置かれていた状況、それから亡くなられたこととの因果関係等も含めて調査の対象となっておりますので、今ここで市教育委員会としての調査の視点や方向性を示すことは差し控えさせていただきたいと思っております。

村石委員 調査に当たっては、平成26年7月の子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）—以下、背景調査の指針（改訂版）と言います—を参考として実施するのかどうか、お聞かせください。

学校教育課長 調査に当たっては、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインや、今ほどの背景調査の指針（改訂版）なども参考にしながら、調査組織の各委員の専門性に基つき、状況に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討しながら調査が進められていくものと考えております。

村石委員 設置される調査組織の主体は、学校の設置者である教育委員会だと思います。市長部局が設置することや、民間に任せるということもあるかもしれませんが、背景調査の指針（改訂版）では、調査の主体は教育委員会だとあります。調査を行うための特別な対応として、専従職員の配置等が必要であると考えますが、その対応についてどのように考えていますか。

学校教育課長 調査を行うための準備は、事務局職員が調査組織の委員の意向を伺いながら進めてまいり

ますが、現段階で専従職員等を配置するなどの特別な対応は考えておりません。

村石委員

先ほどの背景調査の指針（改訂版）でも、保護者や子どもたち、教職員にすごく気を遣って調査をしなければならないということが書いてあって、いろいろなことに配慮していく必要があるので、やはり誰かが主務者になって、責任を持って対応していく必要があると思います。

調査については、先ほど事務局長も、早めに始めるとおっしゃいました。それは本当に賛成です。

また、亡くなられた方は中学3年生ですが、中学3年生は1月から3月にかけて高校進学等を控えており、精神的に緊張している時期であることから、できるだけ早い段階で調査を終えることが求められていると考えますが、見解を伺います。

学校教育課長

委員御指摘のとおり、中学3年生という時期は、自らの進路を選択し受験する大切な時期であるということは教育委員会でも理解しておりまして、早い段階で調査を終えることが求められているとも認識しております。

しかしながら、本調査の期間につきましても

調査組織において決定していくことになるかと考えておりますので、市教育委員会としての答弁は控えさせていただきたいと思っております。

村石委員 委員会資料3ページの(4)期間には、調査の進捗状況によっては期間が延長されることもあり得るとあります。その場合には生徒や保護者に中間報告が必要と考えますが、見解を伺います。

学校教育課長 中間報告につきましても、今ほど申しました調査組織の進捗状況を踏まえまして、調査委員の御意向を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

村石委員 事務局長にお伺いしますが、委員の選任を早く行い、どのような目的でこの調査組織が設置されるのか、そしてどのような任務があるのかということの説明し、理解していただき、第1回目の会合をできるだけ早期に開催する必要があると考えますが、見解を伺います。つまり、早く選任していただいて、第1回目は令和5年1月ー1月も初めから終わりまで長いですが一の早期に開催してほしいと考えますが、見解を伺います。

教育委員会事務局長 今ほどおっしゃった趣旨を踏まえて、私どももそのように進められるよう努めてまいりたいと考えております。

村石委員 最後に大事なポイントを確認しておきたいのですけれども、この調査では、何よりも学校や教育委員会が事実に向かって向き合おうとする姿勢が求められており、たとえ学校にとって不都合なことであっても事実を明らかにするという姿勢が重要であると考えますが、見解を伺います。

教育委員会事務局長 今ほどのお尋ねについては、私どもの姿勢をしっかりと示すという御趣旨だと受け止めております。そうであるからこそ、今回、第三者委員会の調査組織を立ち上げようと今、動いているわけでございます。

この調査組織で事実を調査してもらおうわけでありますけれども、先ほどからお答えしてきております一本会議でもお答えしました一とあり、調査の妨げにはならないように、これまで私どもは慎重に言葉を選びながら進めてきたところであります。

したがいまして、私ども市教育委員会といたしましては、こういった調査組織の作業がしっかりと進捗していくよう万全を期してまい



りたいと考えております。

赤星委員

私がこの事案で一番驚きましたことは、まず報道で、校長がいじめではなく人間関係のトラブルと発言されたことを知りました。いじめの認識がなかったと。そのことに大変驚きましたし、市民の方からも「何だ、あれは」「信じられない」との声が寄せられています。もう一つ、さきの本会議で、重大事態であったにもかかわらず、学校から教育委員会への報告がなかったから、教育委員会としては対応していないという答弁を聞いて、二度びっくりしました。

委員会資料2ページの(3)事案の概要を読み返しても、学校から教育委員会にいつ報告があったのか全く分からないのですが、この生徒が亡くなるまで一度も報告がなかったということなののでしょうか。それとも、どこかの時点で相談や報告があったのでしょうか。

学校教育課長

本会議においても答弁させていただいたのですが、1年生の2学期に生徒間でトラブルが発生したときには、学校側にいじめ、重大事態としての認識がなかったということは事実であります。報告も受けておりません。

2年生の終わり頃の再調査の依頼があったと

きには、丁寧に対応していると報告を受けておりました。

ただ、この時点ではいじめの重大事態としての認識がなかったということは事実であります。

赤星委員            それでは、いじめ防止対策推進法に基づく報告というものは、亡くなるまで一切なかったということになりますか。

教育委員会事務局長    今の御質問につきましては、やはり今後の調査組織の中でつまびらかにしていただくような内容を含むと考えますので、答弁は差し控えさせていただきます。

赤星委員            富山市におきましては、過去一もう30年ほど前に一奥田中学校で生徒がいじめを受けて自殺した事案がありました。  
絶対に繰り返してはならないとみんなで誓ったのに、繰り返してしまったことに非常に憤りを感じますし、申し訳ない気持ちです。奥田中学校でいじめを受けて自殺した生徒の親御さんにおかれましては、今でもすっきりせず、毎日悲しんでいらっしゃると思います。北部中学校のホームページには、北部中学校いじめ防止基本方針がちゃんと載っております。

した。

ここに早期発見のための取組、いじめが起きたときの対応、フローチャート、重大事態の対応についての留意事項として「速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる」と書いてありますが、非常にむなしく感じます。

このいじめ防止基本方針は、誰もがすぐにアクセスできる、簡単に確認できるように学校のホームページに載せるなどの方法で周知することを文部科学省から指導されているとお聞きしましたが、このようなものがありながらなぜ確認できなかったのか。このことについて、どう考えていますか。

教育委員会事務局長 重ね重ねになりますが、私どもの発言は、予断を与えかねない、慎重に扱いたいという趣旨から、答弁は差し控えさせていただきます。

赤星委員 それでは、学校ごとのいじめ防止基本方針について、今回の事案の前にはホームページに載っていなかった学校もあると保護者から相談を受けたことがあります。  
事案を受けて、載せることが基本ということで載せたと聞いているのですけれども、どれ

ぐらいの学校がホームページに掲載していなかったのか、その掲載状況について把握していますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

具体的な数までは把握しておりませんでした  
が、全ての学校でホームページに掲載されて  
いないことについては承知をしておりました。  
文部科学省のガイドラインでは、各学校のい  
じめ防止基本方針の公開につきましては、年  
度初めのPTA総会や学校だより、ホームペ  
ージ等で公表することと示されております。  
状況を確認していなかったことは十分な対応  
ではなかったかと思えますけれども、この事  
案がありましたので、速やかに掲載するよう  
に各学校に求めたところ です。

赤星委員

今の答弁で確認したいのですけれども。全  
ての学校がホームページに掲載していなかつ  
たのですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

全ての学校がホームページに掲載していたわ  
けではありませんでした。

赤星委員

それが何校あったのかは把握していないとい  
うことですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 担当では数を把握しておりますが、今、手持ち資料がございませんので、この場で申し上げることはできません。

赤星委員 それでは、後ほど報告していただきたいと思  
います。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 承知しました。

赤星委員 これは質問ではなく、委員長に御提案したい  
のですけれども、この総務文教委員会教育委  
員会所管分の最後に、亡くなられた生徒に向  
けて、みんなで黙禱をささげてはどうでしょ  
うか。

委員長 委員長という立場ではなく、やはり個人とし  
ての思いから黙禱をささげるべきだと感じて  
います。

(「ありがとうございます」と発言する者あ  
り)

高田委員 今現在の子どもたちのことを考えると、私は  
連鎖を大変心配しております。  
北部中学校の生徒の皆さんのケアなどについ

てどのようにされているのかということと、今、子ども相談窓口が多々ありますが、そういった情報がつかめるような体制を教育委員会で作っているのであればお聞かせください。

学校教育課長 この事案を受けて、北部中学校では、臨床心理士やソーシャルワーカー等を派遣しております。やはり数名から相談があったと報告を受けております。

継続的に派遣を続けていくつもりでありますし、また、ほかの小・中学校においても同じような大きな事態につながらないように、各校長に通知を出して、一人一人のケアに努めてほしいとお願いをし、いろいろな機会を捉えて、教職員一人一人に児童・生徒への対応を呼びかけているところであります。

日々、各学校からの心配事が報告されてきておりますので、その対応を通して学校全体への呼びかけも行っているところです。

今後も相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

高田委員 これは決して学校だけの責任ではないわけですので、学校だけで抱え込むのではなく、各種団体－民生委員・児童委員などもいらっし

やいますので一にもしっかりと声をかけながら、地域全体がこれを本当に悲痛な事件だと思って、私たち大人が全力を挙げて子どもたちを救うためにも、学校から地域の方にいろいろな情報を発信していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

#### 金岡委員

調査組織の設置について、先ほどから、再三、迅速にお願いしたいという話がありましたが、今回、死亡という一番大きな重大事態ですので、慎重にならざるを得ないことも分からないわけではありません。

ただ、いじめ防止対策推進法第28条によれば、生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合だけではなく、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合でも、重大事態への対処として、すぐに調査組織を設けることになっています。

休み始めた段階で、日に日に気持ちが不安になっていって、鬱になってしまうということもあると思いますし、欠席を繰り返して本当に重大な不登校の問題につながるということもあると思います。

ですので、調査組織については、今後、本当に迅速に設置していかなければならないのではないかと思うのですが、見解をお願いしま

す。

学校教育課長 先ほど事務局長からもお答えしたかと思うのですが、できるだけ早期の設置に向けて、今、対応に努めているところです。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 学校給食について伺います。令和4年9月定例会の総務文教委員会教育委員会所管分で、村石委員から学校給食の残食調査、残食率について質問があり、後日、全委員に資料が配られました。

私はその資料を見て、給食センターから配食されている中学校の残食率がこんなに多いのかとびっくりしました。

中でも西部中学校は、主食14%、副食18.2%と、2割近くのおかずを残していることに驚きました。

次に多いのは大泉中学校で、主食が15.8%、副食は10.1%でした。

自校調理をしている学校の残食率—平均で八尾中学校は3.1%、城山中学校は3.6%、



山田中学校は0.7%、楡原中学校は0.3%—とあまりにも差がありますので、ちょっと残食が多過ぎるのではないかと思ったのですが、この理由についてはどのようにお考えですか。

学校保健課長 先日お配りした資料につきましては、令和3年6月と令和3年11月の決められた1週間のデータで算出させていただいております。今ほど申された西部中学校につきましては、突出して残食量が多かった理由として、このときに給食の牛乳の食中毒がございまして、2日間ほど欠席者がかなり多かったということがございましたので、この期間の残食率が多くなっております。その他の残食率が多い理由につきましては、学校によりますが、中には不登校ぎみの生徒が多い学校や新型コロナウイルス感染症等で休んだ生徒がいるケース等もございまして。たまたまこの1週間のフォローアップ数値でありますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

赤星委員 令和3年6月の調査期間は牛乳の食中毒があったということですね。

学校保健課長 食中毒は、この調査の期間内に発生しました。

赤星委員 それを踏まえましても、令和3年11月の調査の中で、例えば岩瀬中学校の残食率は、主食14.5%、副食10.4%と1割以上の数値です。

十数年前に調べてもらったときには、多くて七、八%だったと記憶しています。

食育や食品ロスのこともありますし、作ってくれた方に申し訳ないという気持ちもありますが、教育委員会としてはこの残食率が多いと考えていますか。

学校保健課長 先ほども申しましたが、この調査につきましては決められた1週間のデータで算出しております。

年間を通してのデータはございませんが、幾つかの現場の先生方に話を聞きますと、コロナ禍の前後の学校の状況について、やっぱりコロナ禍後は欠席する生徒の割合が多くなっていると聞いております。

給食については、その学校のクラス分で提供していますので、1人、2人欠席しても、数人の欠席者のために食材を減らすなどといった対応はしておりません。多めに給食を提供している状況でございます。

しっかり食べられるお子さんについてはしっかり食べておられますが、少し余剰的に提供しているものですから、やっぱり全体的には残食が少し目立ってきているのではないかと先生方もおっしゃっていました。

もう1点は、最近は学校現場では無理に食べなくてもいいよという声かけをしているようですので、その点も以前より残食量が多くなっている理由だと考えております。

赤星委員

新型コロナウイルス感染症の要因もあるかと思えますけれども、それにしても単独調理の学校と給食センターから配送する学校との開きがあると思えます。

調理員が子どもたちのところに直接行って「おかわり、どう」と話しかける学校は、残食がほとんどないということも、以前拝見しております。

このことについては、引き続き気をつけていただきたいと思います。

金岡委員

部活動の地域移行について少しお伺いします。先般の新聞で、本市において来年度から幾つかの競技が地域移行するとありました。

その中で、バドミントンをしている子の保護者から相談があったのですけれども、バドミ

ントンをするために校区外の中学校を選んで通っている子がいて、今後、地域移行になったときに指導の継続性といったものはどうなるのかと不安を抱えていらっしやいました。平日と休日で指導する人によって指導方法などがちょっと変わってくると思いますので、そういった課題について、見解を伺います。

学校教育課長 休日の地域のクラブの指導者と平日の部活動顧問の指導方法等の違いから、子どもたちに不安や戸惑いが生じる懸念があることにつきましては、大沢野中学校における実証実験において、休日の地域部活動支援会議の中でも問題点として上がっております。

教育委員会としましては、休日の指導について、部活動顧問や部活動指導員、スポーツエキスパートという従来の指導員と、地域クラブに移行した場合の指導者との連携を密に図ることは、委員御指摘のように大切であると考えております。

部活動の地域移行を推進していく学校側にも指導していくとともに、受皿である地域クラブにも連携を図ることの大切さについて理解を求め、教育委員会としてできることを調査・研究しながら検討してまいりたいと考えております。

金岡委員      子どもたちは少し不安になっている部分もあると思うので、ぜひともまた連携を深めてほしいと思います。よろしくお願いします。

鋪田委員      関連して、部活動の地域移行について伺います。私も今、中学生のクラブを立ち上げて活動しているのですが、連携について一つ気がついたこととして、やはり中学生特有の指導一体、心の問題、発達状況を含めて、ある程度の共通理解が必要になってくるだろうと思います。

一方で、スペシャルオリンピックスという知的障害者の人たちのスポーツ団体も一緒に活動しているのですが、ここでは通常の各競技の指導者ライセンス以外に、スペシャルオリンピックスのコーチ資格を取って専門の方が指導に当たっているそうです。その人がいないと競技に参加できないということですが、障害者への特有の対応については、スペシャルオリンピックスのコーチ資格を持っていない方にも広く勉強していただいているようです。

文部科学省がそういったことをまだ設けていないと思うのですが、今後の連携の中で考えていく必要があると思いました。

私が受け持っている競技団体であれば日本ス

ポーツ協会のライセンス—私も持っていますが—が必要ですが、ライセンスが要らない競技もありますので、子どもたちの発達段階での指導方法などを学ぶ機会がない競技があるかもしれません。

また、直接指導に当たる方以外の運営に関わる方、あるいはそれをバックアップする地域の方々も、一定程度、中学生に対してどのような目的でスポーツをさせているのかなど、非常に基礎的な部分を学ぶ機会があったらいいと考えているのですが、ぜひそういったことも御検討いただきたいと思います。

今後の連携の中にそういったことも入っているのかどうかを含めて、所感をお聞かせください。

学校教育課長 様々な立場から、発達段階に応じた指導やいろいろな特性を持った子どもたちへの指導などを学ぶ場については、この地域移行の取組だけではなく、生涯スポーツ等に関わる分野でも考えていきたいと思っておりますので、関係機関とも連携を図って調査・研究、検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

それでは、今回の北部中学校の女子生徒のようなことを二度と起こしてはいけないと、私たちも自戒の念も込めて黙禱したいと思います。

黙禱。

〔黙禱〕

委員長           お直りください。  
                    暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

~~~~~

午後 4時07分 再開

委員長 総務文教委員会財務部・出納課所管分に入ります。

報告案件として提出されている

報告第41号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第27号

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

高田委員 自然現象だと思いますが、議案説明資料10
 ページの写真を見ると木が大きくはみ出して
 います。こういった状況はほかの場所でも把
 握されているのでしょうか。

管財課長 今回、事故が起こった場所の山林は管財課所
 管の普通財産となっております。
 管財課所管の普通財産の件数を申し上げます
 と、約700件ありまして、その大半が山林
 という状況となっております。
 山林ですので、境界等がなかなかはっきりと
 確定できないものですから、状況によっては
 どこが市有地であるのかが不明な状態となっ
 ております。現在、全て把握しているのかと
 言われると、正直、実情といたしまして把握
 できていない状況となっております。
 今回の事故については市道上で発生したもの
 ですから、市道を管理している土木事務所に
 連絡があり、その職員が現地確認を行い、管
 財課に報告をしたという状況となっております。
 管財課としましては、今回のような事故や過
 去にあった事故、また住民から苦情があった

ものについてはいろいろと記録を残しておりまして、注意すべき箇所についてはできるだけ状況を把握するようには努めているところでございます。

高田委員 事故が起こった後の対応は速やかにお願いいたします。

事故を防げるのかどうかは、なかなか微妙なところだと思うのですが、その数などを把握しながら、今後少しでもこういった事故が起こらないように努力していただきたいと思います。

尾上委員 私の地元での事故ですが、説明がありましたように、なかなか敷地境界なども明確ではないという話ですので、今後また発生し得ることだと思えます。

恒久的に伐採をするなどといったことは、なかなかできないのですか。

管財課長 今回の事故で申しますと、山林全てを伐採することはできないのですが、議案説明資料10ページのこの写真は令和4年7月28日の事故が起こった直後に撮ったもので、その後、市道にかかっている部分については令和4年8月9日に管財課で伐採いたしました。木を

全て伐採するというだけでなく、越境部分だけ処理させていただいたという状況になっておりまして、こういった苦情の案件については同じような形で対応させていただいております。

尾上委員 地図で言うと、もうちょっと下に昔の大沢野斎場があった場所がありまして、その跡地は中学校の行事のときなどに駐車場になっていますが、地域からも見通しが悪くて危険だという声があり、以前にもお願いして伐採してもらったことがあります。今後そういったことも考えながら、管理をしていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、財務部・出納課所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

金岡委員

経済環境委員会商工労働部所管分で、キャッシュレス決済ポイント還元事業（第3弾）で予算が4億968万4,000円も余るという話があって、その際、残った金額の使い道はどうされるのですかという委員からの質問に対し、商工労働部は、財務部で考えているというような説明をされていました。現状で使い道が分かっている部分があれば教えていただけますか。

財政課長

委員がおっしゃいましたように、先日の経済環境委員会商工労働部所管分で報告があったキャッシュレス決済ポイント還元事業（第3弾）の約4億円の執行残額でございますが、各種事業やいろいろなキャンペーンなどを行っておりますと、入札差金などもあり、どうしても満額執行は難しいものです。もちろんその残額が出ますが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は非常にややこしく、国が令和3年度から令和4年度に繰り越した財源のものは、市ではもう繰越しができず、来年3月末までに使い切らなければいけないと。今年度、国が予算措置したもの一例えば12月2日（金曜日）に2次補正が通ったもので、まだ明確に金額は出ていないのですけれども

—そういったものは翌年度に繰越しできます。ただ、今回の約4億円やほかの事業の不用額も含めて、ある程度見込みを立てて今回の令和4年12月補正予算にも盛り込んでございますし、まだ令和5年3月補正もございます。先ほど申し上げたように、国が令和3年度から令和4年度に繰り越した財源の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は市では繰越しができませんので、使い切ることはできないかもしれませんが、国から新型コロナウイルス感染症対策や経済対策を取るようにと交付されるせっかくのお金ですので、できるだけ有効に活用できるように検討してまいりたいと考えております。

金岡委員 よろしくお願いします。

尾上委員 市営駐車場についてお伺いします。
本市は公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを基本方針としています。時代が変わったのかもしれませんが、以前は駐車場事業は大変重要だったと思います。しかし今では、空き地があればすぐに駐車場になるような状況で、本市として駐車場事業を実施しなければならないものなのかと感じています。

また、富山駅の北側にある市営駐車場に車を止めて、旅行に行って帰ってきてお金を払おうと思ったらとんでもない金額を取られたという話—確認しないから悪いと言われたらそれまでですけれども—をよく聞くのですけれども、ちまたでは上限料金付きの駐車場が一般的ですし、もし駐車場事業を継続していくのなら、そういった対応も考えればどうかと思うのですが、所感をお聞かせください。

管財課長

駐車場の料金につきましては、基本料金1時間330円、その後1時間たつごとに110円ずつ追加されるという形になっております。委員がおっしゃったように、もともと市営駐車場は、当時—恐らく城址公園の駐車場は昭和46年ぐらいに建設していると思うのですが—一車が非常に多くなる時代に突入していったものですから、都市計画で違法駐車、路上駐車が増えないようにと建設しております。今、いろいろな民間企業がコインパーキングを経営されているのですが、本市は民業を圧迫することは考えておりませんので、少し差をつけて駐車料金を設定させていただきたいと思っています。

尾上委員

民業の圧迫という話をするのであれば、もう

民間に売り渡してしまうことだってできないことではないと思います。

やっぱり市民のことを考えると、先ほども申しましたけれども、駐車場を出るときにびっくりするような駐車料金を払わなくてもいいように――義的には確認せずに入った人が悪いので、それは仕方ないのですけれども――なればいいなという御意見を結構いただくものですから、民業を圧迫しないような形で、また検討していただきたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、財務部・出納課所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年12月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和4年12月定例会
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 金岡貴裕

署名委員 松尾茂